令和７年（ヒ）第４号

静岡県浜松市中央区材木町38番地
清算株式会社　株式会社ティー・アール・シー
代表清算人　森田　豪丈

１　決定年月日　令和７年11月25日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

権利の変更及び弁済方法

１　弁済

清算株式会社（以下､｢会社｣という｡)は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。

２　債務の免除

各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

３　追加弁済

上記１の弁済の後、会社に新たな財産が発見されたときは、会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

以上

静岡地方裁判所浜松支部民事部

監 督 命 令

再生手続開始

小規模個人再生による再生手続開始